

令和元年12月2日

植村建設工業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年1月1日～令和6年12月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、年次有給休暇（繰越日数は除く）の取得日数を1人当たり年間12日以上とする。

〈対策〉

- 令和2年1月～ 計画的な取得への確認
- 令和2年4月～ 社内職員会議などによる社員への周知
- 令和3年1月～ 問題点の検討
- 令和3年4月～ 社内職員会議などによる社員への促進・徹底

目標2：計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 令和2年1月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和2年4月～ 社内職員会議で問題点の検討
- 令和2年8月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内職員会議などによる社員への周知（毎月）